

## 賃金等の変動に対するインフレスライド条項の適用等について(お知らせ)

工事検査課

倉敷市においては、令和7年3月1日に公共工事設計労務単価を改定したところですが、同労務単価を用いて積算を行った一定の既契約工事等について、賃金などの急激な変動に対処するための、いわゆるインフレスライド条項(倉敷市工事請負契約約款第25条第6項、その他の契約書にあっては「契約に定めのない事項についての協議」。以下同じ。)が適用されることをお知らせします。

なお、インフレスライド条項により請負代金額等を変更した場合、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するとともに、下請契約を締結する場合は、法定福利費を適切に含んだ額による下請契約の締結をお願いします。

### 【インフレスライド条項による請求を行う場合は以下の点をご確認ください】

- ① 測量・建設コンサルタント関係業務はインフレスライド条項による請求の対象となりません。
- ② 残工期が基準日(原則的に請求日)から2ヶ月以上あること。  
残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本としますが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも先行指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができます。変更予定工期については、発注課にお問い合わせください。
- ③ 以前にインフレスライド請求を行った工事の再スライド請求について。  
以前の労務単価の改定に伴うインフレスライド条項の請求を行った工事についても、残工期や増額スライド額などの条件を満たせば、再スライドの請求ができます。